⑯　技術提案の採否
　技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、不適格とする。
⑰　技術提案のプレゼンテーションを実施する。詳細は入札説明書による。
⑱　詳細は入札説明書による。
6　Summary
(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity : Takahisa Takamatsu Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the New Tomei Expressway Shizuoka Higashi Pavingwork
(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 28 September 2009
(5)　Time-limit for the submission of tenders : 11 : 00 A.M 6 October 2009
(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
(7)　Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5766―5600

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年8月3日
（契約責任者）
中日本高速道路株式会社　東京支社
支社長　高松　隆久
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　東名高速道路（改築）　社家第一高架橋（鋼上部工）工事
(3)　工事場所　自）神奈川県海老名市中野
至）神奈川県海老名市社家
(4)　工事内容　本工事は、本線橋（２ヶ所―延長595m）の総重量3,800ｔの鋼上部工工事である。
(5)　工事概算数量
延長　本線橋（上下線）　２ヶ所―250m及び345m
幅員　本線橋（上下線）　9.51ｍ及び9.51m～14.49m
型式　鋼５径間連続ラーメン箱桁鋼７径間連続ラーメン箱桁
鋼重　約3,800ｔ
(6)　工期　契約締結の翌日から1,110日間
(7)　使用する資機材
コンクリート　約5,600㎥
鉄筋　約1,400ｔ
型わく　約15,800㎡
鋼材　約3,800ｔ
(8)　本工事は、申請時に設計図書に参考として示した図面及び仕様書において品質・出来形・安全・環境等に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の試行工事である。
　技術提案とは、あらかじめ指定する範囲についての施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び品質確保、出来形管理、安全確保、環境対策等を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。
(9)　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
2　競争参加資格
　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
(1)　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。
(2)　単体の場合、鋼橋上部工工事において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上ある者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
　特定建設工事共同企業体の場合、鋼橋上部工工事において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上ある２者で構成された特定建設工事共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（記２(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又はこの条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
(4)　平成11年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者（下記ａ）、下記ｂ）及び下記ｃ）を必要とする。）
ａ）鋼連続箱桁橋の工場製作
ｂ）クレーンベント工法により架設した最大支間長40m以上ある鋼連続箱桁橋の工事
ｃ）鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せによる現場溶接を行った工事
②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外（下記ａ）、下記ｂ）及び下記ｃ）を必要とする。）
ａ）鋼連続箱桁橋の工場製作
ｂ）クレーンベント工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事
ｃ）鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せによる現場溶接をした工事
(5)　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。
①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。
②　配置予定技術者の工事経験
　現場代理人又は専任の主任（監理）技術者のうち１名以上（特定建設工事共同企業体を構成する場合は全構成員のうち１名以上）が平成11年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。また、全ての工事経験を同一の者が有している必要はない。（下記ａ）、下記ｂ）及び下記ｃ）を必要とする。）
ａ）鋼連続箱桁橋の工場製作
ｂ）クレーンベント工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事
ｃ）鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せによる現場溶接をした工事
　（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑤　次の掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
(ｱ)　設計管理技術者は、設計業務等にあたり、下記に定める業務経験のいずれかを有することとし、日本語に堪能（日本の通訳が確保できれば可）でなければならない。